議案第8号

南風原町こども医療費助成条例の一部を改正する条例

南風原町こども医療費助成条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和4年3月4日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

(提案理由)

こども医療費助成の対象年齢を引き上げること等に伴い、条例の一部を改正する必要があるため提案する。

南風原町こども医療費助成条例の一部を改正する条例

南風原町こども医療費助成条例(平成6年南風原町条例第13号)の一部を次のように 改正する。

第2条第1号中「15歳」を「18歳」に改め、「又は学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の中学部を卒業する日若しくは終了する日の属する月の末日までの間にある者」を削る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の南風原町こども医療費助成条例の規定は、令和4年10月1日以降の診療分に係る医療費から適用し、同日の前日までの診療については、なお従前の例による。